別紙１

「宿泊施設の借上げ」に係る見積り条件

１　件名

宿泊施設の借上げ

２　部屋数

シングル２部屋

３　借上げ期間

令和３年４月１日から令和３年９月３０日までの全日（１８３日）

※やむ得ない事由により部屋を提供できない場合は、４に規定する条件を満たす部屋を賃貸人の責任で用意すること。この場合において、部屋を提供できなくなる日の原則１か月以上前までに、賃貸人は東京都と協議し、了承を得ること。

※宿泊をキャンセルする場合は、賃借人は、賃貸人に対し、当該日の２日前までにキャンセルの連絡をすることとし、キャンセル分の料金は、発生しないものとする。

４　宿泊施設の条件

（１）都庁第一庁舎（東京都新宿区西新宿二丁目８番１号）から８００メートル以内（徒歩１０分圏内）に所在すること。

（２）部屋はバス、トイレ及び冷暖房が完備されていること。

（３）部屋は禁煙の部屋とすること。

（４）部屋のシーツ、布団カバー、枕カバーは毎日交換すること。

（５）部屋の清掃は毎日行うこと。

（６）賃貸人は賃借人への食事の提供はしないものとする。

（７）宿泊施設は耐震性の基準を満たすものであること。

（８）フロントに職員が２４時間常駐していること。

（９）部屋は改装等のやむ得ない場合を除き、全て同一の建物内にあること。

５　支払方法

（１）賃貸人は、毎月１回、賃借人の履行確認を受けること。

（２）賃借人は履行確認後、賃貸人の請求により支払う。

６　環境により良い自動車利用

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、次の事項を遵守すること。

(１)　都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）

　　第37条のディーゼル車規制に適合する自動車であること。

(２)　自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減

　　等に関する特別措置法（平成４年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車で

　　あること。

なお、当該自動車の自動車検査証(車検証)、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

７　疑義に対する協議

本仕様書の解釈に疑義を生じた場合は、賃借人と協議の上処理するものとする。

８　連絡先

〒１６３－８００１

東京都新宿区西新宿２丁目８番１号　都庁第一庁舎１１階南側

東京都総務局総合防災部防災管理課管理担当

電話　 ０３－５３８８－２４５２

FAX ０３－５３８８－１２７０

E-mail S0000040@section.metro.tokyo.jp